

令和6年度

可児市いじめ防止専門委員会活動状況等報告書

令和7年4月17日

令和7年4月17日

可児市長 富田 成輝 様

可児市いじめ防止専門委員会

委員長 橋本 治

令和6年度可児市いじめ防止専門委員会の活動状況等について(報告)

可児市子どものいじめの防止に関する条例(平成24年条例第23号)第18条第1項に基づき、次のとおり令和6年度の活動状況等を報告します。

【内訳】

1. 令和6年度 可児市いじめ防止専門委員会活動報告
2. 令和6年度 可児市いじめ防止専門委員会活動の成果と課題
3. 令和7年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

資料 いじめ防止専門委員会各委員からの寄稿

令和6年度 可見市いじめ防止専門委員会活動報告

令和7年4月17日

I いじめ相談等の受付、調査及び調整等の状況

1 概況

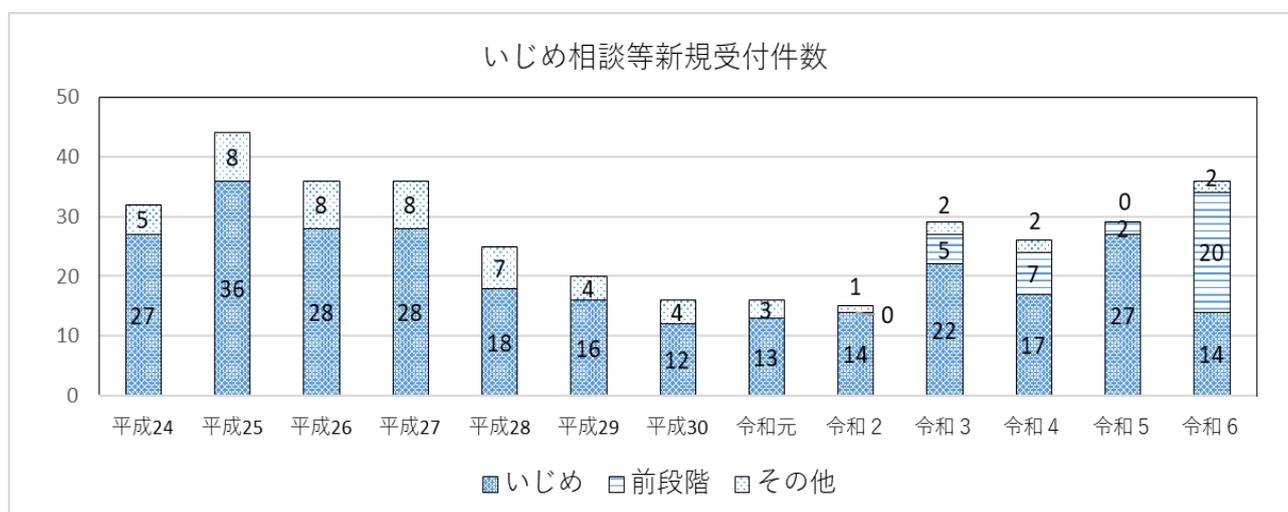
・新規に受け付けたいじめ相談（通報を含む。以下同じ。）14件、その他の相談 22件、計36件のほか、前年度から継続するいじめ相談29件、その他の相談 7件、計 36 件、合計 72件のケースに対応した。

・今年度のいじめ相談は 14件と近年では少ない件数ではあるが、その他相談のいじめの前段階が20件と増加している。

いじめ相談等受付件数の推移

(件)

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
いじめ	27	36	28	28	18	16	12	13	14	22	17	27	14
その他	前段階								0	5	7	2	20
	その他	5	8	8	8	7	4	4	1	2	2	0	2
計	32	44	36	36	25	20	16	16	15	29	26	29	36



(1) いじめ相談

・いじめ相談の経路別（表1）では、子ども本人からの相談が8件（前年度9件）であった。

・子どもからのいじめ相談8件のうち、5件は、小中学校に掲示したいじめ防止のポスターや児童生徒に配付したチラシに付けた専門委員会への相談手紙を利用した相談であった。ほか、市のウェブページの相談フォームを使ったインターネット経由のもの、相談専用電話へかかったもの、対面での相談が各1件であった。

・保護者からの相談（父親・母親）5件については、相談専用電話へかかったもので、1件については、面談での相談であった。

- ・いじめ相談の年齢別(表2)では、小学1年生、3年生、5年生、中学1年生が各2件であった。
- ・いじめの種類別(表2)では、「悪口・からかい脅し文句」が6件で多く、「仲間はずれ・無視」が3件で心理的ないじめに区分されるものが多くみられた。「暴力」「嫌なことをされる、無理強い」が各2件であった。
- ・いじめ相談14件のうち、2件を終結とした。

<継続分>

- ・前年度から継続したケース29件の状況確認を併せて行った。その多くは直接のいじめ行為はなくなっているが、主として子ども本人の特性や家庭環境等の要因から安定した学校生活に至っていないため、継続的に見守り等の支援をしてきた。今年度、継続ケース11件を終結とした。

<終結について>

- ・いじめが解消している(いじめにかかる行為が3か月以上止み、かつ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない)ことを終結の目安とし、必要に応じて他の事情も考慮して判断している。
- ・また、インターネットや手紙での匿名希望の相談で積極的な対応ができず、3ヶ月を目安に、その後の相談や学校からの類似案件が上がってこないものも終結として判断している。

(2) その他の相談

<新規分>

- ・その他の相談の22件中20件は、いじめには至っていないが、今後いじめに発展する可能性がある「いじめの前段階」のケースとして、専門委員会と学校との間で共有ケース(以下、共有ケース)にした事例である。
- ・「いじめの前段階」のケース5件を終結とした。

<継続分>

- ・状況確認を行ってきたその他の相談7件のうち、3件を終結とした。

(3) 次年度への継続

- ・終結に至らなかった新規のいじめ相談12件、その他相談17件、前年度から継続のいじめのケース18件、その他相談4件、合計51件は次年度も継続して支援や状況確認を行う。

◆令和6年度 経路別相談受付状況(表1)

(件)

経路別 問題別	子ども本人	保護者				きょうだい	子どもの友人	市				児童施設		子ども相談センター	児童委員	警察署	保健所及び医療機関		学校等			親戚	近隣・知人	市民	その他	計	終結	継続中のケース		
		父親	母親	祖父母	その他			福祉事務所(保育課)	発達支援センター	保健センター	その他	保育所	児童館・キッズクラブ				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会・教育研究所								学校との共有ケース	
いじめ	7	1	5																1								14 (29)	2 (11)	12 (18)	
その他	いじめの前段階																				20							20 (7)	5 (3)	15 (4)
	不登校																											0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	1		1																								2 (0)	0 (0)	2 (0)
計	8	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	20	0	0	0	0	36 (36)	7 (14)	29 (22)	

◆令和6年度 いじめ種類別・年齢別相談受付状況(表 2)

相談種類別		年齢別	(件)													計	終結	継続中
			未就学	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	16歳以上	不明				
いじめ	物理的	暴力(ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする)					1	1								2	0	2
		嫌なこと等をされる・無理強い(嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする)		1							1					2	1	1
		持ち物にいたずら・金品の要求(金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする/金品をたかられる)										1				1	0	1
	心理的	悪口・からかい・脅し文句(冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる)				1		1		1			1	2	6	1	5	
		仲間はずれ・無視(仲間はずれ、集団による無視をされる)		1		1							1		3	0	3	
		ネットいじめ(パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる)													0	0	0	
	いじめその他(上記に当てはまらないもの)														0	0	0	
いじめ 小計		0	2	0	2	1	2	0	2	1	0	2	2	14	2	12		
その他	いじめの前段階			1	2	2	3	1	4	5	1	1		20	5	15		
	不登校													0	0	0		
	その他				2									2	0	2		
	その他 小計		0	1	4	2	3	1	4	5	1	1	0	0	22	5	17	
合計			0	3	4	4	4	3	4	7	2	1	2	2	36	7	29	

2 特徴

- ・本年度の相談件数は、令和5年度に続き増加傾向にある。その主な要因は、定期学校訪問に専門委員会委員が同行し、各学校の発達の特性や行動が気になる児童生徒について、参観、意見交換を行い、いじめの予防に努めてきたことで、その他(いじめの前段階)の学校との共有ケースが多くなっていることが挙げられる。
- ・各学校においては、児童生徒アンケートや個人懇談などを活用して、早期にいじめを把握し、解消に向けて組織的に対応されている様子が伺われた。
- ・学校の先生方が困り感のある児童生徒の様子をキャッチし、学校全体で早めに丁寧な対応をされていることで、専門委員会へのいじめの相談件数が減少傾向にあるのではないかと考える。
- ・学校訪問の際、専門委員会委員との懇談で、学校から意識的に困り感のある児童生徒について話題にされることで、重大化や未然防止としてのいじめの前段階の共有ケースとして、見守っていくことができた。
- ・子ども本人から、手紙やインターネットなどの相談も多くなっている。いじめ防止の啓発チラシなど配付したタイミングで、本人からの手紙での相談があるなど、子ども自身が相談窓口を知ることにつながっている。

(1) 子ども本人からの相談

- ・子ども本人からの相談には、小学校低学年が4件あり、嫌なこと、暴言を言われる、仲間外れ・無視されたなどの内容が多かった。手紙やネット相談の中には、学校や学年、名前など書かれていないものもあり、相談があってもその後のフォローが難しい場合もあるが、希望があれば手紙で返信をして更なる相談を促したり、学校との懇談で類似ケースがないか確認したりした。

(2) 相談ケースの内容(一例)

- ・仲の良い子同士がふざけ合い、からかい合うなどして最初は楽しんでいるような行為が、次第に嫌になったというケースがあった。
- ・学校や相手に知られたいと希望する相談があった。相談者の思いを相談員が学校に伝え、学校が相手生徒に悟られずに行動そのものを指導し、その後の見守り、対応につながったケースもあった。
- ・キッズクラブやスポーツ少年団で、嫌なことを言われた、仲間外れにされたというケースがあった。キッズクラブ等に見守りのお願いをするとともに、学校外で起きたいじめであったが保護者同意の上、学校での見守りを同時にお願した。
- ・相談された子どもや保護者が、安心して学校生活を送るためには、関係機関が連携し、子どもに関わる者みんなで見守りをしていく必要があると、共通理解を得た。

(3) いじめの前段階への予防的取組み

- ・専門委員会委員が学校訪問の際、参観や懇談により、困り感のある児童生徒 20 件をいじめには至っていない「いじめの前段階」として、いじめの未然防止を図る観点から新たに共有ケースとした。
- ・ケースとすることで、専門委員会委員が先生に対して専門的な見地から助言を行い、継続して学校生活を見守っていくことを目的としている。

(4) 発達の特徴等が背景にある相談

- ・今年度対応したケース(継続ケース・終結ケースも含む 71 件)の中では、発達障がいの診断があるケース 12 件、疑いがあるケース 10 件で、合計 22 件であった。
- ・いじめの前段階の共有ケースでは、行動、衝動、感情のコントロールが難しい、表情に困り感がある、落ち着きがなく教室にいられないなどのケースがあった。継続ケースも含めて当事者の行動や考え方の背景に発達の特徴が関係していると思われるケースが多い。
- ・また、特別支援学級や通級指導教室では日常的な対人関係のトラブルがいじめに発展し、解決できずにこじれていくことが多く、トラブルに対しより丁寧に対応し、社会的な対人スキルを獲得できるよう教育していくことが重要である。
- ・発達の特徴がある児童生徒が安心して学校生活を送れるように、また、いじめの加害者にも被害者にもならないように、特性を理解した丁寧なかかわりや見守りを継続していく必要性がある。

(5) 教育委員会等との連携

- ・いじめの内容によっては今後、重大事態となりうるケースもあり、教育委員会等と情報を共有するなどの連携を進めていった。

Ⅱ 会議開催状況

1 専門委員会会議

- ・次のとおり年6回の定例会議を開催した。各回とも新規相談ケース及び継続中ケースについて対応方法を協議し、定期学校訪問の結果について報告した。
- ・その他の主な協議事項は次に示したとおりである。

区分	その他主な協議事項
第1回(74回)5月23日(木)	・令和6年度活動(日程等)について
第2回(75回)7月25日(木)	・「可児市いじめ防止基本方針」における3つの指標について
第3回(76回)9月26日(木)	
第4回(77回)11月28日(木)	・委員の委嘱について ・委員の担当ケース・学校訪問について
第5回(78回)1月23日(木)	・令和7年度活動計画について ・令和7年度専門委員会会議開催日程について
第6回(79回)3月27日(木)	・令和6年度活動報告・活動の成果と課題について

(注) ()内は通算の開催回数

2 いじめ問題対策連絡協議会

・6月27日(木)

代表者会議を開催し、本市のいじめ防止の取り組み、令和5年度の専門委員会の活動を報告後、各構成機関の取り組みについて意見交換した。

3 委員と関係者との懇談会

【尾木直樹特別顧問との懇談】

・6月24日(月)

専門委員会の活動や本市のいじめ防止の取り組みについて尾木特別顧問と懇談し、意見交換を行った。

Ⅲ 小中学校への学校訪問(教職員と委員・事務局職員との懇談会)

【事務局職員の定期学校訪問】

・定期的に専門委員会事務局職員が学校訪問し、生徒指導関係の教職員と児童生徒の状況や懸案となっているいじめの事案等について、情報共有や意見交換を行った。

【委員の学校訪問】

・事務局の定期学校訪問に合わせて専門委員会委員が同行訪問し、関係する子どもの状況確認やいじめの事案報告を聞いたり、気になる児童生徒の観察をしたりして、対応の方法について助言した。

・令和6年度は、18校へ延べ40回訪問した。

※ 委員の訪問:橋本委員長、水野副委員長、掛布委員、梶井委員、柘植委員
R6.10.3~ 橋本委員長、掛布副委員長、柘植委員、福井委員、岩崎委員

40回 (いずれも事務局が同行)

※ ○印=事務局職員のみ訪問

46回

合計 86回

(敬称略)

区分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
今渡南小学校	水野		水野		○		柘植		○		
土田小学校		○		掛布		○		掛布		○	
帷子小学校		梶井		○		○		○		柘植	
春里小学校		橋本		○		○		橋本		○	
旭小学校	○		掛布		○		掛布		○		
東明小学校	○		柘植		○		柘植		○		
広見小学校		○		梶井		○		福井		○	
南帷子小学校		水野		○		○		岩崎		○	
桜ヶ丘小学校	○		橋本		○	橋本			橋本		
今渡北小学校		○		梶井		○		福井		○	
兼山小学校	○		柘植		○		柘植		○		
帝京大学可見小学校		橋本				橋本				橋本	
蘇南中学校		○		掛布		○		○		掛布	
中部中学校	○		○		○		岩崎		○		
西可見中学校		掛布		○		掛布		○		掛布	
東可見中学校	橋本		○		橋本		○		○		
広陵中学校		柘植		○		○		柘植		柘植	
帝京大学可見中学校		橋本						橋本			○

IV 広報・啓発活動

【子ども】

- ・4月 「いじめ防止パンフレット」(小学生用、中学生用／日本語版ポルトガル語版・フィリピン語版)を市内全小中学校の児童生徒に配布(配付時期は各学校による)
- ・6～7月 「いじめ防止ポスター」(専門委員会への相談手紙用紙を配架)を市内小中学校に掲示依頼※掲示枚数各校3枚
- ・7月 専門委員会相談室の相談窓口を載せた「相談カード」を市内小中学校・高等学校の児童生徒に配付(配付時期は各学校による)
- ・1月 いじめ防止チラシ「みんなでいじめをなくそう」(専門委員会への相談手紙用紙付き)を市内小中学校の児童生徒に配布(配付時期は各学校による)

【保護者・市民・教職員】

- ・通年 i) 広報紙によるいじめ防止協力事業所の活動取組の紹介
ii) いじめ防止協力事業所を訪問しての活動のお願いと情報交換
iii) いじめ防止協力事業所の登録依頼
iv) 広報紙、ホームページにいじめ防止関連情報を随時掲載
- ・6月24日(月) 尾木特別顧問による「尾木ママの子育て相談会」を開催。
(家庭教育学級生・小中学校 PTA 本部役員を対象)
- ・8月26日(月) 専門委員会委員による教職員向け研修(帷子小)
講話 弁護士の視点から「子どもの命を守るために」(掛布委員)

<令和7年度の広報・啓発>

- ・大人・保護者向け、子ども(小中学生)向けに、専門委員会委員による講話のほか、岐阜県弁護士会による「いじめの予防授業」を紹介する資料を作成し、各関係課に配付を依頼した。
※配付機関：小中学校、小中学校 PTA、家庭教育学級、青少年健全育成団体等
※専門委員会から委員を講師として派遣する場合は、市が講師料を負担する。(依頼者は無料)
- ・キッズクラブなど関係機関に「いじめ防止専門委員会」がどのような機関で、どのような活動をしているか知っていただくために、説明する機会を設けるとともに、ポスターの掲示を依頼する。

令和6年度 いじめ防止専門委員会活動の成果と課題

【成果】

1. 専門委員会の専門性や第三者性を活かしたいじめの解消や重大化防止・未然防止の取り組み
 - ・各学校が抱えるいじめ事案等の中には、すぐに解決しそうでないケースも含まれているので各学校に対していじめ防止専門委員がより学校に関わって意見交流ができるよう「学校との共有ケース」を令和2年度から位置づけをしている。今年度も共有ケースを継続し、状況に応じて委員が学校を訪問して助言するなど、いじめの解消や重大化防止を図る支援を進めた。（令和6年度：いじめの前段階の共有ケース20件）
 - ・専門委員会委員が学校に訪問し、いじめの事案の報告を受けたり、気になる行動の児童生徒の様子を観察したりして、専門委員会会議での協議の意見を含め、専門性を活かした助言等を学校や相談者に伝え、それぞれの対応に役立てられた。

2. 子どもからの相談を促進する取り組み

- ・子ども本人からの相談は、市が小中学校に配布しているいじめ防止のパンフレットやチラシ、学校に掲示を依頼しているポスターに付属する相談用の手紙用紙を利用しての相談が多くあった。パンフレットやチラシの配付時期を年3回に分けていること、配付の際、学校から子どもたちにいじめについての指導や声かけがされていることで、子ども自身が相談窓口を知ることにつながった。

【課題】

1. 委員の専門性を活かした助言・支援の充実及び関係機関との連携

- ・早期の解決が困難であったり、重大化する恐れがあったりする事案について、個別の相談対応のほか、専門委員会と学校、更に教育委員会など関係機関と情報を共有しながら、引き続きいじめの解消や重大化防止を図っていく必要がある。
- ・発達や考え方、行動に特性がある児童生徒に関わる学校との共有ケース（いじめの前段階）が増加しており、加害側になり得る児童生徒の背景に配慮した個別ケアや支援、関係機関と連携した家庭支援などに取り組んでいく必要がある。
- ・学校から事務局相談員が報告を受けた児童生徒の様子を事前に次回訪問する委員と共有することで、専門委員会委員が各学校の定期訪問に同行する際、より一層専門性を活かした対応、助言ができるようにし、更にいじめの未然防止に取り組んでいく必要がある。

2. いじめに関する相談の促進・啓発

- ・引き続き、学校や児童生徒、保護者に対して、いじめ防止のパンフレットやチラシの配付、ポスターの掲示等により、子どものいじめに関する相談先として専門委員会を周知する必要がある。
- ・委員による学校での講話、弁護士会によるいじめ予防授業の紹介など、学校の求めに応じながら連携し、いじめの未然防止を図る必要がある。
- ・キッズクラブやスポーツ少年団で「嫌なことを言われた」「仲間外れにされた」という相談ケースがあった。各関係機関にポスターの掲示を依頼し、普段からの連携や『可見市いじめ防止専門委員会』の活動内容の周知が大切であると考え。相談された子どもや保護者が安心して学校生活を送るために、子どもに関わる者みんなで見守りをしていく必要がある。

令和7年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

◎基本方針

- ・委員会活動を通して、全ての子どもたちが、安心して過ごし、学べる学校及び地域社会となることに寄与する。
- ・「可児市子どものいじめの防止に関する条例」第13条及び「可児市いじめ防止基本方針」に基づき、通報・相談のあった事案や学校と共有する事案について一つひとつ丁寧に対応し、関係者による解決を支援していく。
- ・子どもを取り巻く全ての関係者・関係機関が、主体的にいじめの防止に取り組み、相互に連携できるよう、条例、基本方針及び委員会活動の趣旨についての広報・啓発に積極的に取り組む。

○委員会会議の開催

- ・定例会議は、年6回（原則奇数月第4木曜日）開催する。また、必要に応じて臨時の会議を開催する。

○委員による学校訪問等

- ・委員会と各小中学校の連携をより強化し、いじめ事案への対応を充実するため、いじめ事案の共有を進める。事務局の定期学校訪問に委員が同行し、懇談の中で専門的な立場で助言したり、委員が同行しない場合も専門委員会での意見等を報告したりするなど、状況に即した柔軟な訪問体制とする。

○通報・相談への取組

- ・パンフレット・チラシやポスター等を活用して委員会への相談方法などを周知し、特に子どもからの相談を促進する。また、児童生徒用1人1台タブレットPCを使ったインターネットからの相談受付（令和4年度開始）の活用を図る。
- ・通報・相談を受けたケース及び共有ケースに担当委員を決めて事務局との連絡調整し、委員会の専門機能を迅速な相談対応に活かす。また、状況に応じて、委員による相談者への直接の面接相談の機会を設けていく。
- ・いじめたとされる子どものケア及びその保護者の対応について、学校の取組を支援し、学校が対応に困難さを感じている事案については、学校との共有ケースとし、状況によっては委員が個別ケース会議に参加するなど積極的に助言していく。
- ・子育て健康づくりに関わることも健康部の各相談窓口と日常的に連携し、その知見を統合して支援に取り組む。
- ・相談の中で複数の機関と関わりを持つべき事案については、「いじめ問題対策連絡協議会」を活用し、情報共有するとともに援助方針を立て、具体的な援助活動を行う。
- ・いじめ事案に適切に対処できるように、対応の手順やポイントを点検し、随時見直す。

○広報・啓発の取組

- ・小中学校、PTA、家庭教育学級、青少年育成団体及びいじめ防止協力事業所等との連携の強化を図る。また、いじめ防止に関する講話等の講師として、小中学校などへ委員会委員等を紹介する。
- ・いじめ防止パンフレットやチラシ（小・中学生用）に、委員からのメッセージを記載し、「いじめ防止」を子どもたちへ呼びかけるほか、各広報媒体を活用して効果的な広報活動を行う。

可児市いじめ防止専門委員会 委員寄稿

橋本 治 委員長 P.11

「可児市いじめ防止専門委員会」の活動を振り返って

—可児市の『共有ケース』と『第三者委員会』を考察して—

掛布 真代 副委員長 P.12

続・いじめ予防授業

柘植 裕季 委員 P.13

「居場所がある」という感覚をどう育てるか

福井 俊道 委員 P.14

拾えなかった餅

岩崎 由美子 委員 P.15

勸善懲悪

「可児市いじめ防止専門委員会」の活動を振り返って —可児市の『共有ケース』と『第三者委員会』を考察して—

委員長 橋本 治

1. はじめに

5年前岐阜市で中学3年生がいじめに関連して自死した後、岐阜市いじめ問題対策委員会（第三者委員会）委員長として調査をし、報告書をまとめた。その報告書の作成をしている時強く思ったことは、「亡くなられてからでは遅い」ということである。

その折「可児市いじめ防止専門委員会」があり、未然防止の観点から「共有ケース」を扱うことを提案した経緯がある。

2. 3種類の「第三者委員会」

第三者委員会はガイドラインで3種類出てくるので、法をもとにそれらを説明する。いじめ防止対策推進法第二十八条に、「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け・・・」とある。ここには①学校の設置者主体の場合の調査組織としての第三者委員会、②学校主体の場合に考えられる調査組織としての第三者委員会の二つが出てくる。もう一つは、法第三十二条二「前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、・・・第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる」である。これは③地方公共団体の長等による再調査組織としての第三者委員会である。

可児市の「いじめ防止専門委員会」は、この中の③にあたる。

3. 第三者委員会の権限不足と可児市

権限があったらよいかということから述べたい。平成25年9月いじめ防止対策推進法が施行されたが、その一年前平成24年10月、岐阜県可児市では「可児市子どものいじめの防止に関する条例」を定めた。その日から13年可児市いじめ防止専門委員会委員長をしているが、市長名で「調査証」をいただいている。そこには、「調査、調整等を行う権限を有する者であることを証明しま

す」とある。しかし、この調査証を使ったことはない。やはり、相手との信頼関係の中で調査をすることが良いからである。

可児市で「共有ケース」のために専門委員は各学校を訪問するが、「一緒にこの子について考えましょう」という態度で臨んでいる。

4. 「共有ケース」の重要性

4年程「共有ケース」を扱ってきて、重要なことが2点あると考えている。

一つ目は、「関係児童生徒（加害を含む）」を扱うことが出来ることである。多くの場合、被害者の相談が多いが、関係児童生徒（加害を含む）への支援も重要だからである。

二つ目は、「前段階の児童生徒」を扱うことが出来ることである。未然防止も大事な仕事だけに、学校の困り感に応じて一緒に考えることが出来ることは重要なことである。

5. おわりに

2024年8月、岐阜市で自殺予防の講演をした。講演の後、控室に戻ると、5年前の件のご遺族がご挨拶にみえた。筆者の講演を聴いてくださったとのことだった。岐阜市で自殺予防の講演なのでそのことに触れない訳にはいかないが、筆者としては慎重にお話ししたつもりだった。ご遺族は予想に反して、「もう少し踏み込んでお話ししていただいて結構ですよ」と言ってくださった。5年前、本当に多くの回数・時間をこのご遺族と過ごしたことを思い出し、その頃とは別人のように落ち着いてみえたことにも驚いた。

私は、深い感謝の念を持つと同時に、はじめに述べたように「亡くなられてからでは遅い」という気持ちが再度浮かんできた。

可児市いじめ防止委員会においても、今後も一つ一つのことを大切に、真摯に対応していきたいと思う。

◆「いじめ予防授業」は、弁護士によるいじめ予防のための出張授業である(私は2021年の本稿でもこれを取り上げているようなので「続」としているが、前回の内容を参照する必要はない)。文科省も予算をつけて推進している近年のいじめ施策の一大トレンドである。岐阜県弁護士会でもいじめ予防授業の講師派遣を行っている。例年、多治見市、羽島市などで実施し、今年度も依頼があれば順次派遣に応じる予定である。

◆授業の内容は各地の弁護士会によって少しずつ異なるが、従前学校でされてきたような「思いやり」「自分がされて嫌なことはしない」といった道徳や配慮の文脈ではなく、いじめが人権侵害であり、許されないことを軸に、それぞれの子どもが取るべき行動などを説明しているところに特徴がある。

◆ところがである。現在日本で行われているいじめ予防授業に、実際にいじめを減らす効果があるのかどうかは、実は全国的にあまり検証されたことがない。文科省や全国の弁護士たちは、いじめ予防授業にいじめを減らす効果があるのかどうかかわからないまま、これに力を入れてきたということになる。

◆もっともこれは、いじめ予防授業に限ったことではない。日本の教育現場は、何らかの取り組みや施策に対して、それが行われた後に効果のほどを客観的に(経験や感想でなくデータに基づいて)評価して、効果があれば続け、なければ軌道修正する、という効果測定に基づく実践がとても苦手である。日本の学校では、伝統的に、努力や信念や感謝や思いやりや長時間労働といった心情的なものが過大評価される傾向にあるが、客観的なデータに基づく施策の評価は、実はそういったものにはあまり大きな価値はないのだ、という事実を可視化してしまうから…かもしれない。

◆ネガティブキャンペーンを張りに来たと思われるはいけないので、誤解のないように言うと、いじめ予防授業の発祥地である北欧やヨーロッパでは、きちんと効果測定がなされた研究が多数あり、いじめ予防授業にはいじめを減らす効果があるというデータ(エビデンス)がちゃんとある。

しかし、教育制度が大きく異なる海外のいじめ予防授業を、そのままの形で日本に持ち込んでも効果があるとは限らない。というか、日本の管理型の学校

で、海外で効果が実証されているいじめ予防授業そのままの実践をするには、教師や学校の管理者にかなりのスキルと覚悟が求められるため、そのまま導入するのは困難である。そのため、日本の学校で実現可能で、かつ効果のあるいじめ予防授業とはどういうものかを検証していく必要がある。

◆今年、埼玉弁護士会が大学教授などの研究者と協力し、小規模ではあるがいじめ予防授業の効果についての実証研究の発表があった。特に、いじめ予防授業の効果が「持続したか」についての調査結果としては、オンライン授業よりも対面授業の方が、全体授業よりクラスごとの方が持続した、などあまり意外性のないもののほか、中でも私の感覚と一致したのは、「いじめ予防授業に担任が参加していなかった(授業中を通して教室に担任が不在だった)」クラスは、授業の効果が持続しなかった、という点である。担任教師の一挙手一投足は、常にクラスの生徒たちに非常に大きな影響力がある。担任がいじめ予防授業に参加し、その後もいじめ予防授業の価値を反映した振る舞いを続けることが、授業の効果を持続させるうえで必要だということである。

◆さらに報告として、埼玉県内の小学校での取り組みについての報告があった。弁護士によるいじめ予防授業は、通常、理解度を考えて小学校では高学年を対象に行うことが多いが、ある小学校では、いじめ予防授業を受けた高学年の児童が、低学年の児童向けに授業内容や理解したことを発表し、広める授業に取り組んでいるとのことであった。これは、前述のように海外などで効果を上げている伝統のないいじめ予防授業(授業を行うだけでなく、児童・教員・保護者・地域など学校全体を巻き込んだムーブメントとして行うのが特徴)の流れを汲むもので、いじめ予防授業の効果を持続させる方法として理にかなった大変良いものであると思う。

◆要するに、いじめ予防授業は、学校外から講師を一度限り呼んで終わりなのではない。むしろ、派遣講師によるいじめ予防授業で聞いたことを、その後も学校内に定着させるための準備や、学校全体でのいじめ予防のための取り組みが必要なのである。そういった行動、実践こそがいじめ予防授業の本丸である、ということだろう。

「居場所がある」という感覚をどう育てるか

委員 柘植 裕季

学校には「相談室」と呼ばれる部屋がある。「カウンセリングルーム」だったり「多目的室」だったりする場合もあるようだが、呼び名はどうあれスクールカウンセラー(SC)がカウンセリングをする部屋がどの学校にもある(はずである)。しかし、岐阜県が各学校に配置するSCは多くても週1回程度しか来校しない場合が多い。そのため、SCが来校しない日の相談室は柔軟に活躍しているらしい。学校によって、教室に入れない児童が過ごす居場所だったり、先生から指導を受ける部屋だったり、児童のクールダウンのために使われたりもするようだ。むしろ、たまに来るSCが使用することも相談室の柔軟な活躍のひとつなのかもしれない(可見市は県SCのほかに市採用のSCもいると聞くので、SCの来校はもっと多いのだろうと思う。このことから、可見市が子どもたちの心のために力を注いでいることがよくわかる)。

そのように利用されているがゆえに、時に相談室ではちょっとした事件が起こる。例えばSCがカウンセリングをしている最中、イライラして今にも怒りに飲み込まれそうな心理状態の児童がやってくる。そんな時、彼はいつも教室を抜け出して相談室でクールダウンしているのだ。ところが、嵐吹き荒れる心を落ち着ける大事な居場所に、今日は他人(SC)が我が物顔で居座っている。かくして、怒声とノック(という名のドアを殴る音)が相談室に響き渡ることになる。しかしカウンセリング中の児童がいるのだからSCも譲るわけにはいかない。相談室に入りたい児童はSCを排除したいし、SCもまた、優しく穏やかな態度を心がけつつ相談室に入りたがるその児童をドアの前から排除しようと対応する。大抵すぐ先生が駆けつけてくれるので大ごとにはならないのだが、このように1つの居場所を取り合う場合、自分がそこにいるためには他者を排除しなければならない。さながら椅子取りゲームのような構図である。

さて、では教室はどうだろうか。教室の椅子はちゃんと人数分あるのだから、椅子取りゲームは始まらないはずである。しかし、子どもたちには椅子が足りていないように見えるのではないかと感じることもある。誰かを排除しなければ自分の椅子が教室からなくなってしまうという不安が垣間見えることがあるのだ。この場合の椅子というのが「居場所がある」ということであると思う。この「居場所がある」という感覚を、心理学では「所属感」と言うことがあるが、この所属感は自殺予防の重要な観点のひとつでもある。居場所があるという感覚は、時に命に関わるほど大切なことなのだ。

例えば、成績がよくなければ、積極的でなければ、協調性がなければ、顔が可愛くなければ…このように、椅子に座るのに条件が必要だと思ってしまうとする。「一番でいなくて」「ビリになってはダメ」そう考える時、見える椅子の数は減る。ビリの椅子が座れないなら椅子はひとつ足りないも同然だし、一番の椅子しか座れないなら残りの椅子は全て消える。数の合わない椅子を取り合う時、排除の必要性は生じる。そして、条件を満たせない者には椅子に座る権利はないと思ってしまうのも、この椅子取りゲームの恐ろしいところだ。しかも、どうやらそれは教室全体だけの話ではなく、たった数人の仲良しグループの中でさえ、椅子取りゲームは突然始まってしまうものらしい。

なぜ、椅子に座るのに条件が必要だと思ってしまうのだろうか。学校、家庭、地域でどんな経験を重ねれば「私はここに居ていい」「ちゃんと人数分の椅子はある」と思えるのだろう。

そんなことを考えながら、日々、子どもたちの話を聴いている。

拾えなかった餅

委員 福井 俊道

小学校高学年頃の出来事である。隣の町内で餅投げがあると聞き、近所の年下の遊び仲間数人と出かけた。餅投げが始まると、一人の見知らぬ大柄な子が、「おまえたちは来るな!」「あっちに行け!」と言い、私たちが拾うのを邪魔してきた。

「なんでそんなこと言うんだ!」「取ってもいいじゃないか」と言う

「なに!うるせえ!」と言い、私の方に向き直り、私を押し倒し、馬乗りで、顔、頭をボカボカと叩いてきた。

「なんでそんなことするんだ」と言う、

「うるせえ!」

と言って、さらに一方的に叩いてきた。(後で、2歳上の中学生と知る)小学校中学年の遊び仲間は、驚いて見ているだけ。近くに大人の姿は見当たらない。痛み、悔しさで、泣きながら、泥だらけで自宅に帰った。遊び仲間が口々に

「あんなのひどい」「なんであんなことするんだ」「いじめなくてもいいのに」「痛くない?」「大丈夫?」「一緒に拾わせてくれてもいいのに」

などと共に憤慨し、慰めてくれた。口惜しさが少し軽くなり、心が少し温かくなった。仲間と別れ、しょんぼりと弟と帰宅。結局、餅は数人で一個だけ。

この出来事は、いろいろなことを教えてくれた。

『思ったことをそのまま話すと相手を傷つけたり、怒らせたりする』

『相手の様子を見て話し方を工夫する』

『感情(楽しさ、悔しさ、悲しさ…)を共有できる仲間の大切さ』

『理不尽なことが世の中にある』

『正しいことが通らないこともある』

そして、今でも、一緒に怒り、慰めてくれた仲間の言葉、場面は、心の中で温かく残っている。

ストレートな言動・行動は、周囲の人の感情を逆なでし、不快にさせたり、怒らせたりすることがあ

る。いじめにつながることもある。小中学生時は、ストレートな話し方をしやすく、トラブルを起こしやすい。機をとらえ、自分の言動が、他の人にどんな思いをさせるのかを考えさせることを家庭や学校で繰り返す、行うこと(そして、よくなっていることをほめる)が必要だと考える。

トラブルが起きた時、周囲にいる子が、同調せず、仲間・友人として、共に情を共有することもトラブルをいじめにしない上で大切であろう。

また、何らかのストレスを日常的に抱えているとイライラが募り、加害にもつながりやすい。自分の気持ち、思いを言語化する前に、物を叩いたり、壊したり、周囲の人に暴力を振るったりする子もいる。自分の感情、思い、気持ちを言葉で話すことが苦手な子もいる。このような子どもたちには、感情、思い、気持ちを言葉にして話し、周りの人に伝える(言語化する)営みを繰り返すこと、その都度、「言葉で話してくれて気持ちがわかったよ」と伝えることが、加害者にしないことにつながる。

私に暴力を振るった子は、「排他的」「自己中心的」「周囲を気遣えない」「怒りのコントロールが困難」という特徴がある。反応性愛着障害の可能性もある。さまざまなストレス、生きづらさを家庭内で抱えていたのかもしれない。

どの親も、我が子が明るく、思いやりがあり、周囲と仲良くできる子になることを願っているであろう。子育て中の親が適切な子育てをできるように、社会全体で力を合わせ、応援していきたい。

勸善懲悪

委員 岩崎 由美子

“いじめ”というワードを聞くと、いじめた側(加害者)といじめられた側(被害者)という構図が頭に浮かびます。これは一般的な認識で言うと、加害者=悪者、被害者=弱者(善者)というイメージがあるかと思います。しかし、人間には根源的な欲求として“良い人間でありたい、人から認められる人間でありたい”という思いが多かれ少なかれあるもので、そこから逸脱した際には自分の中に罪悪感が生まれたりします。あえてこの“悪者”に率先してなりたいと願う人はいないのではないのでしょうか。では、なぜ加害側に立ってしまったのか…という問題がその人の抱えている“困り感”に繋がっているのではないかと思います。

小さい子供達が大好きな、いわゆる勸善懲悪の物語(〇〇戦隊、〇〇ライダーなど)は一見分かりやすいし、悪いことをすれば罰せられる、懲らしめられるという道徳心のようなものを教えているように思います。ですが、現実世界で起きていることは、懲らしめられたら反省するのか、行動を改善できるのかというそんな単純なものではありません。物語でも、悪者は反省することはあまりなく、あの手この手でまた悪事を繰り返していますよね。何なら敵は正義のヒーローの方を悪者だとさえ思っています。これは“いじめ”の構図にもよく見られることのように思います。

客観的に見たら、加害者 VS 被害者の構図ですが、それぞれに言い分があり、加害者側にも自分の中の正義のようなものがあることも少なくありません。

一般的に“罰”というものは行動の抑止力にはなると思いますが、それは根本的な解決ではなく、罰があってもそこを飛び越えて、行動化してしまうことがあります。罰が待っていると分かっているからこそ嘘をついてごまかしたり、隠れて行うという

ことも起きてきます。

なぜ人を傷つけるような行為をしたくなってしまったのか、そうせざるを得なくなってしまったのか、そこの奥深くにある背景と一緒に探っていくこと、加害者になってしまった人の奥底に抱えている“困り感”は何なんだろうと一緒に考えていく、それが私たち心理士の役目だと感じています。

ではその“背景”というのは何なのか。簡単には分かり得ないものだと思いますが、私が関わって来たお子さんたちで多かったのは、“感情のコントロール”ということが苦手だったり(発達特性からくるもの、性格、環境因など)、衝動性という点においての抑制がしにくいなどの特徴があったりします。

外での行動と内(家庭)での行動が全く違うようなお子さんもいらっしゃいます。学校では大人しいですが家庭では兄弟に意地悪してばかり、暴力行為、暴れるなどが見られる場合もあります。

背景といっても、様々なので、そこを私たち大人が、寄り添って関わり続けるということが大切だと感じています。

悪いことをしてしまったら、反省して改善して欲しいと願いますね。反省して自分の行動を改善したいと思えるようになるためには、その人自身の心の余裕という物が必要になってくると思います。心の余裕というのは、自分を理解して味方になってくれる人がいる事だと私は思っています。

私自身がそういう心の余裕を取り戻せるお手伝いができる人間でありたいと思っております。